△

○

ロ　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する通院対象者又はその家族等に対して医療観察訪問看護を行う場合であって、次のいずれにも該当する場合

⑴　最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護事業型指定通院医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が30分以上である通院対象者に医療観察訪問看護を行う場合

⑵　最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護事業型指定通院医療機関の所在地から患家までの往復にかかる時間及び医療観察訪問看護の実施に要した時間の合計が２時間30分以上である場合

注８・注９　（略）

注10　注１及び注２に規定する場合であって、夜間又は早朝に医療観察訪問看護を行った場合は、医療観察夜間・早朝訪問看護加算として、同一日に、当該加算を算定する通院対象者（同一建物等居住者に限る。）の数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。

イ　同一建物内１人又は２人　210点

ロ　同一建物内３人以上９人以下

⑴　月15日目まで　210点

⑵　月16日目以降　190点

ハ　同一建物内10人以上19人以下

⑴　月15日目まで　180点

⑵　月16日目以降　130点

ニ　同一建物内20人以上49人以下

⑴　月15日目まで　120点

⑵　月16日目以降　95点

ホ　同一建物内50人以上

⑴　月15日目まで　100点

⑵　月16日目以降　80点

注11　注１及び注２に規定する場合であって、深夜に医療観察精神科訪問看護を行った場合は、医療観察深夜訪問看護加算として、同一日に、当該加算を算定する通院対象者（同一建物等居住者に限る。）の数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。

イ　同一建物内１人又は２人　420点

ロ　同一建物内３人以上９人以下

⑴　月15日目まで　420点

⑵　月16日目以降　400点

ハ　同一建物内10人以上19人以下

⑴　月15日目まで　390点

⑵　月16日目以降　230点

ニ　同一建物内20人以上49人以下

⑴　月15日目まで　210点

⑵　月16日目以降　150点

ホ　同一建物内50人以上

⑴　月15日目まで　180点

⑵　月16日目以降　130点

注12・注13　（略）

○

ロ　別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が別に厚生労働大臣が定める地域に居住する通院対象者又はその家族等に対して医療観察訪問看護を行う場合

（新設）

（新設）

注７・注８　（略）

注９　注１及び注２に規定する場合であって、夜間又は早朝に医療観察訪問看護を行った場合は、医療観察夜間・早朝訪問看護加算として所定点数に210点を加算し、深夜に医療観察訪問看護を行った場合は、医療観察深夜訪問看護加算として所定点数に420点を加算する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

注10・注11　（略）